

令和5年 第7回 東神楽町農業委員会総会議事録

1. 日時 令和5年9月1日(木) 14時55分 から 17時25分

2. 開催場所 東神楽町役場新庁舎3階委員会室A

3. 出席委員 11名

会長	12番	島田 謹介
会長職務代理	1番	伴野 善清
	2番	安藤 有一
	3番	蒔田 義仁
	4番	野々瀬 浩司
	5番	栗本 豊美
	6番	伴野 竜太
	7番	北山 秀雄
	9番	伊藤 伸也
	10番	西村 俊彦
	11番	藤田 尚広

4. 欠席委員 3番 前田 哲也

5. 議事日程

- 第1 会議録署名委員の指名について
- 第2 報告第1号 農業委員会の概況報告について
- 第3 報告第2号 農地法第6条第1項の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告について
- 第4 議案第1号 あっせん委員の指名について
- 第5 議案第2号 農地の現況証明願いについて(農委処分)
- 第6 議案第3号 東神楽町農業振興地域整備計画の変更について
- 第7 その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	熊谷 俊輔
係長	宮原 健太
主事	武田 翔太

開会

事務局長	それでは、少し早いですけれども皆さんお揃いになりましたので、さっそく始めたいと思います。改めましてこんにちは。只今の出席委員は11名であります。定足数に達しておりますので、令和5年東神楽町農業委員会第7回総会を開会いたします。東神楽町農業委員会憲章を朗読します。皆さんご起立願います。今日は1番目になります。私に続いて朗読願います。1番目になります。ひとつ、農業委員会は、農業・農業者の代表として誇りと責任ある行動に努めます。ご着席下さい。それでは、会長からご挨拶いただきます。
------	---

あいさつ

会長	東神楽町第7回通算735回総会にあたりましてひと言ご挨拶申し上げます。本日は、秋作業の忙しい中、そして暑期中、11名の出席をいただきありがとうございます。今年におきましては、皆さんもご存知のように7月～8月にかけて猛暑が続きましたが、収量については問題ないかと思えます。新聞にも出ていましたが、米の値段が発表され、資材高騰等もふまえ1,000円ほど高くなりましたが、経費等を考えると果たして現状にあったものなのかとは思います。本日は、総会議案は少ないですけれども、法改正に伴い令和7年3月末までに地域計画を出さなければいけないことから、事務局よりその他事項で説明があります。この地域計画は大切なものであります。議案においては慎重審議の方を。地域計画においては、皆さんにも意見をいただきながらやっていきたいと思っておりますのでどうぞよろしく願いいたします。
----	---

会議録署名委員の指名について

会長	それでは日程第1会議録署名委員の指名について、本日は1番伴野代理、2番安藤委員です。
----	--

【報告】農業委員会の概況報告について

会長	続きまして日程第2報告第1号、農業委員会の概況報告について事務局よりお願いします。
宮原係長	はい。報告第1号。令和5年7月20日以降における農業委員会の概況について報告いたします。8月7日、旭川市で開催されました上川地方農業委員会連合会中央部ブロック会臨時会議及び連合会役員会、臨時総会、懇親会に島田会長に出席いただいております。8月9日、東神楽町議会臨時会に島田会長に出席いただいております。8月24日、札幌市で開催されました北海道農業会議臨時総会に島田会長に出席いただいております。以上です。

【報告】農地法第6条第1項の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告について

会長	続きまして日程第3報告第2号、農地法第6条第1項の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告について、事務局より報告お願いします。
宮原係長	はい。農地法第6条第1項の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告を行います。ページは3ページ、4ページになります。今回は、2件あがってきております。2法人とも昨年度とは大きな変更はございません。それぞれ、形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件等、報告書類を確認させていただきましたが、農地法第2条第3項及び4項の条件を満たしているため、農地所有適格法人として問題ないことを報告させていただきます。以上です。
会長	報告にかえさせていただきます。

【議案】あっせん委員の指名について

会長	続きまして日程第4議案第1号、あっせん委員の指名について、事務局よりお願いします。
武田主事	はい。それではあっせん申し出のあった案件について、説明いたします。今月は1件、あがってきております。6番申出人住所〇〇、氏名〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。現況地目「田」。面積2,696㎡。農振農用地区域内。申出理由売買となっております。以上です。
会長	それでは、あっせん委員の指名でございますが、こちらは会長一任でよろしいでしょうか。

各委員	(はいとの声)
会長	指名いたします。伴野代理、伊藤農地部会長、野々瀬委員、前田委員、以上4名でお願いいたします。

【議案】農地の現況証明願いについて（農委処分）

会長	続きまして、日程第5議案第2号農地の現況証明願いについて、事務局より説明をお願いします。
武田主事	はい。それでは現況証明願いについてご説明致します。こちらは非農地の証明を総会で審議して交付するものです。今月1件あがってきています。番号6番。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。現況地目「農地以外」。面積が5,742㎡。判定地目については農地、採草放牧地以外となっております。利用状況といたしましては時期不詳だが、30年以上前から雑種地の様相を呈しているとなっております。所有者・申請人は故〇〇さんの娘であります〇〇さんです。こちらは先月7月10日に、前小足会長、前島田代理、前伴野農地部長、事務局で現地確認を実施しました。利用状況は雑種地のような様相であり、耕作不可能であると判断しました。以上になります。
会長	はい。ありがとうございます。担当、伴野代理。
伴野代理	ただいま事務局から説明のあったとおりでございますが、まず図面を見ていただければ分かると思いますが、7月10日現地確認を行いました。この右側にある道が12号道路、東川にぬける道でありまして、〇〇さんの遊休農地のあった上の山になります。こちらの下に〇〇-〇〇などの水田ありますが、これから比べると2・3段高いところにあって発見が遅れてしまったところもありますし、今回〇〇さんの方から申請ありまして、確認をしましたがこのまま農地として耕作できないとの判断にいたしました。慎重審議のほどよろしく申し上げます。
会長	ただいま、担当から説明ありましたが、こちらの件關しまして、みなさんから質問ご意見ございますか。
会長	はい。伊藤委員。
伊藤委員	ちょっとすみません。処分の方法とか考えていらっしゃるのか。先ほど〇〇さん、中央12区にいた方なのか。その方なのか。
武田主事	伊藤委員のおっしゃる通り、中央に住まわれていた〇〇さんが、30年ほど昔になりますが通いで耕作をされていた様子が、過去の航空写真から見てとれた状況ではあります。利用状況にも書いてあるとおり、長い間耕作はされておらず現在はこのような荒れて草木が生えた状況になっています。今後の処分については、地番図の南側の方に山林があるんですが、こちら元々〇〇さんが持っていた山林であります。こちらと併せて買われたいという方がいましたので、その方に所有権を移転する予定です。以上です。
会長	はい。他に質問ないですか。よろしいですか。
各委員	(ありませんとの声)
会長	無ければ交付いたします。

【議案】東神楽町農業振興地域整備計画の変更について

会長	続きまして、日程第6議案第3号東神楽町農業振興地域整備計画の変更について、事務局より説明をお願いします。
----	--

武田主事	<p>はい。概要について説明いたします。この東神楽町農業振興地域整備計画については、町の産業振興課が策定しているものです。農業用施設を建築したいといった場合にですね。農業委員会で転用の許可が必要になるんですが、転用を行う前の1つの過程として農業委員会においてこの整備計画に対する変更をかけなければなりません。元々、農振振興計画の中で「この土地は農地です。」といった計画がありまして、これにあたる土地を転用する場合は、農業用施設用地に変更をするということになっています。今回は、現況証明願いのあがったところを変更かける訳ですが、非農地になるということで、現段階で農用地のくくりで整備されているところが非農地になる訳ですから、振興計画においても農地から外したいと、そのような内容のものとなっております。詳しい内容については、お手元の資料で、右上に議案第3号資料と書かれた用紙をご覧ください。産業振興課より農振農用地からの除外の意見照会をいただいております、当委員会にて審議し問題なければその旨回答するような形となっております。次ページの計画の概要になりますが、先程の現況証明の案件に係り、非農地となるために農振農用地から除外したいという旨になります。次ページにいきまして、所有者は〇〇さんで、所在は〇〇。〇〇-〇〇の5, 7 4 2 m²です。以上です。</p>
会長	<p>ただいま事務局から説明がありました。説明のとおり、非農地と判定するために振興整備計画からの除外も必要なんですが、その意見照会を産業振興課から農業委員会へされているといったものです。こちらに関して、皆さんの方からご意見などございます。それとも支障なし、外したら支障があるということです。そのまま支障なしということで、産業振興課へ回答して良いでしょうか。みなさんはどうでしょうか。よろしいでしょうか。</p>
各委員	(よろしいですとの声)
会長	それでは、支障ないとして意見をそえて回答させていただきます。

【その他】

会長	続きます、日程第7その他について事務局よりお願いいたします。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ① 10月総会の日程について ② 農地パトロールについて ③ タブレット端末の活用について ④ 法改正に伴う地域計画の策定等について